

減免手続き方法について

対象者のうち、生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の方は、自己負担額が無料になります。

下記のいずれかの方法で手続きをしてください。

- ①「介護保険料納入通知書(保険料段階が1～3段階のもの)」を医療機関の窓口に表示する。

※4～6月は平成28年度、7月からは平成29年度のものを提示。

.....

- ②各区役所保護課で「保護証明書」の交付を受け、医療機関に表示する。
(生活保護を受けていることが医療機関で確認できる場合は不要)
-

- ③本人確認資料(運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)と印鑑(認印)と予診票を持参して、各区役所保健福祉課で減免確認を受け、医療機関に提出する。

※予診票は7月上旬郵送予定(郵送以前は、予診票不要)